

山武市ウェブサイトバナー広告掲載基準

この基準は、山武市広告掲載要綱（平成 19 年山武市告示第 23 号）第 5 条及び山武市広告掲載要領（令和 2 年山武市訓令第 14 号）（以下「掲載要領」という。）第 5 条の規定により、山武市のウェブサイト（以下「市ウェブサイト」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類）

第 1 条 この基準で対象となる広告の種類は、市ウェブサイトに掲載するバナー広告とする。

（広告の規格等）

第 2 条 市ウェブサイトに掲載する広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル
- (2) 形式 GIF, JPEG, PNG
- (3) 画像容量 20 キロバイト以内
- (4) 遵守事項 バナー作成にあたっては、山武市ウェブサイトバナー広告作成ガイドラインを遵守することとする。

（広告の掲載位置）

第 3 条 広告の掲載位置は、市ウェブサイトのトップページとする。ただし、配置場所は市長が指定する。

（広告の掲載期間）

第 4 条 広告を掲載する期間は、毎月初日から末日までの 1 か月を単位とする。ただし、広告主が希望するときは、募集する掲載期間内において継続掲載を可能とする。

- 2 広告掲載期間内に、山武市の都合で市ウェブサイトの公開を停止した場合は、停止日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、停止日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わないものとする。

（広告掲載料）

第 5 条 広告掲載料は、1 枠あたり月額 10,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（広告のリンク先に関する基準）

第 6 条 広告のリンク先となるウェブページの内容については、掲載要領第 2 条、第 3 条及び第 4 条に定める基準を適用するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、山武市ウェブサイトバナー広告掲載申込書（別記第1号様式）により、市長へ申込みを行うものとする。

(広告掲載可否の通知)

第8条 掲載要領第7条の規定により決定された広告掲載の可否については、山武市ウェブサイトバナー広告掲載可否通知書（別記第2号様式）により、申込者へ通知するものとする。

(広告掲載内容の承諾)

第9条 広告主は、広告掲載を行うにあたり、掲載内容及び条件等を記載した山武市ウェブサイトバナー広告掲載承諾書（別記第3号様式）を市長へ提出するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を市長が定める期日までに、電磁的記録媒体等により市長へ提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載内容の変更)

第11条 広告主は広告掲載内容を変更しようとするときは、山武市ウェブサイトバナー広告掲載変更申込書（別記第4号様式）を速やかに提出しなければならない。

(広告掲載の廃止)

第12条 広告主は広告掲載を廃止しようとするときは、山武市ウェブサイトバナー広告廃止届（別記第5号様式）を速やかに提出しなければならない。

(疑義等の決定)

第13条 この基準に疑義があるとき、又はこの基準に定めのない事項については、広告主と市長が別途協議のうえ定めるものとする。

(補則)

第14条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 2 月 5 日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

山武市ウェブサイトバナー広告掲載申込書

年 月 日

山武市長 様

山武市ウェブサイトバナー広告掲載基準を遵守のうえ、次のとおり申込みます。

申 込 者	住所（所在地）	〒 ー	
	氏 名（名 称） 代 表 者 名		
	連 絡 先	担当者氏名	
		電話番号	
		e-mail	
掲 載 希 望 期 間		年 月 から 年 月 まで（ か月）	
掲 載 希 望 枠 数		枠	
ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス			
添付書類	1 掲載する広告案（広告案にイラスト・ロゴ・写真等を使用している場合は、著作権等その権利処理が完了していることがわかる物を併せて添付すること。） 2 企業、団体等の業務内容等がわかるもの（会社案内、パンフレット、営業証明書等） 3 広告代理店等が広告掲載希望者である場合は、広告を掲載又は掲出しようとする者からの委任状 4 山武市に納付すべき市税の納税状況が確認できるもの 次のうち、いずれかにチェック（「☒」を記入）してください。 ☐ 納税状況のわかる書類を添付します ☐ 山武市が市税納付状況調査を行うことに同意します 5 資格、免許等を必要とする業種については、資格免許証等の写し		
備 考			

第 号
年 月 日

山武市ウェブサイトバナー広告掲載可否通知書

様

山武市長

年 月 日付けで申込みのありましたバナー広告の掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

《掲載の場合》

- 1 広告掲載可否 掲載する（掲載枠数 枠）
- 2 広告掲載期間 年 月から 年 月（ か月）
- 3 広告掲載料金 円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、広告掲載を承諾する場合は、広告掲載料の納付並びに別紙「山武市ウェブサイトバナー広告掲載に関する承諾書（第3号様式）」及び広告原稿の提出をお願いします。

※広告掲載料の納付・承諾書等の提出期限は 年 月 日です。

《不掲載の場合》

- 1 広告掲載可否 掲載しない
- 2 理 由
- 3 そ の 他
- 4 問 合 せ 先

年 月 日

山武市ウェブサイトバナー広告掲載に関する承諾書

山武市長 様

広告主 住 所

氏 名

山武市ウェブサイトへのバナー広告掲載にあたり、下記事項について承諾いたします。

記

1 バナー広告掲載について

バナー広告の掲載にあたっては、山武市広告掲載要綱、山武市広告掲載要領並びに山武市ウェブサイトバナー広告掲載基準を遵守します。

2 掲載期間について

バナー広告の掲載期間は、 年 月から 年 月までの か月間とします。

3 広告掲載料について

広告掲載料は、計 円（ 円／月× か月）とし、市長が指定する期日までに一括前納いたします。

4 広告内容に関する証明について

掲載するバナー広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと並びに広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証いたします。

5 掲載広告に関する責務について

掲載する広告内容のほか、広告に関する一切の責任を負うものといたします。また、第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決いたします。

第4号様式（第11条関係）

山武市ウェブサイトバナー広告掲載変更申込書

年 月 日

山武市長 様

山武市ウェブサイトバナー広告掲載基準を遵守のうえ、次のとおり変更します。

申 込 者	住所（所在地）	〒 ー	
	氏 名（名 称） 代 表 者 名		
	連 絡 先	担当者氏名	
		電話番号	
		e-mail	

変更内容（変更内容に☑してください。）

☐ 広 告 の 内 容		データ量は20KB以内とする。	
☐ 掲 載 希 望 期 間	変 更 前	年 月から 年 月まで (か月)	
	変 更 後	年 月から 年 月まで (か月)	
☐ 掲 載 希 望 枠 数		枠	
☐ ホームページアドレス			
備 考			

※変更申請書の提出期限は、広告の申込期日と同じです。この期限後に提出された場合は、掲載の内容の変更ができませんことがあります。

第 5 号様式（第 12 条関係）

山武市ウェブサイトバナー広告掲載廃止届

年 月 日

山武市長 様

山武市ウェブサイトバナー広告掲載基準を遵守のうえ、次のとおり廃止します。

申 込 者	住所（所在地）	〒 ー
	氏 名（名 称） 代 表 者 名	
	連 絡 先	担当者氏名
		電話番号
		e-mail
掲 載 廃 止 希 望 日		年 月 日
備 考		

※廃止届の提出期限は、広告の申込期日と同じです。この期限後に提出された場合は、掲載の廃止ができないことがあります。